

令和6年12月26日

福崎町長 尾崎 吉晴 様

福崎町上下水道事業審議会
会長 瓦田沙季



適正な下水道使用料等のあり方について（答申）

令和6年6月11日付福水第8088号で諮問を受けたみだしの件について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

福崎町の下水道整備は、農村集落を単位とした農業集落排水事業から着手し、平成6年に板坂処理施設を整備した後、平成13年の八千種処理施設まで6地区を整備した。また、長目地区は平成9年にコミュニティプラント、亀坪地区は平成10年に個別排水処理施設として整備した。事業開始時のこれらの処理施設使用料は、1か月基本使用料4,200円に人数割1人100円を加える体系であった。

一方、市街化区域及びその周辺区域は公共下水道事業として整備し、平成17年に福崎浄化センターを供用開始して以降、順次区域を拡大して平成27年度で計画区域全域の整備が完了した。さらに福崎工業団地・企業団地に計画区域を拡大し、平成30年度には全ての企業の接続が完了している。公共下水道の使用料は使用水量に応じた従量制で、1か月基本使用料10m³まで980円、10m³を超える水量1m³あたり単価を125円から205円までの逓増制とした。

平成19年度の下水道事業審議会では、これらの使用料の見直しについて意見が求められた。答申では、公共サービスに対する負担の公平性の観点から農業集落排水施設使用料も従量制とし、1か月基本使用料10m³まで2,400円、10m³を超える使用水量については1m³あたり95円とした。また、将来公共下水道との使用料の統合を行い、町内の下水道使用料の一本化に努めることとの意見が付さ

れた。

そして、平成 23 年度の審議会では、工業団地の受益者負担金のあり方及び今後 5 年間、現行使用料を維持することが適当であるとの答申を得た。

さらに、平成 29 年度の審議会では、独立採算の原則に基づいた水準を目標とし、一度に大幅な改定を行うのではなく 5 年を目途に見直しを行うこと、また、農業集落排水施設使用料及び個別排水処理施設使用料については、公共下水道の使用料体系に併せることが望ましいこと、さらに農業集落排水新規加入金と公共下水道受益者負担金の統一についても、同時期に行うことが住民の理解を得やすいとの答申を得た。

その後、コミュニティプラントについては、令和元年度から公共下水道へ統合し、使用料体系についても公共下水道の使用料に統一した。加えて、新規加入金も公共下水道の受益者負担金に統一している。

このような経緯を踏まえて、この度本審議会に適正な下水道使用料等のあり方について意見を求められた。

諮問内容は大きく 3 点あり、経営基盤となるべき使用料水準の適正化、区域によって異なる使用料体系の統一、受益者負担金と新規加入金の統一である。

本審議会では、諮問事項について慎重に議論を重ね、以下のとおり意見として取りまとめた。

2 答申内容

(1) 適正な下水道使用料のあり方について

地方公営企業法第 21 条では、使用料は「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められており、国庫補助金の交付の要件にも経費回収率の向上があげられている。

経費回収率は、使用料により回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す指標であるが、福崎町では 100% を下回っており、汚水処理に要する費用を使用料収入で賄えていない状況である。公営企業における独立採算の原則からも、今回の使用料改定では経費回収率 100% を目標とし、そのためには平均 14.23% の使用料改定が必要となる。

なお、本来ならば資産維持費を計上した経費回収率を目標とするのが望ましいが、使用料改定率を抑えるため、今回の見直しにおいては資産維持費を計上しない経費回収率を前提とし、資産維持費の計上について将来の検討課題とする。

(2) 農業集落排水と公共下水道の使用料の統一について

下水道の整備は、冒頭に述べたように異なる事業ごとに整備され、2つの使用料体系で運営されてきた。しかしながら、最初の施設整備から30年が経過し、町内全域で同じサービスを享受できる環境となった今、公共サービスに対する負担の公平性の観点が重要と考える。

兵庫県下で公共下水道と農集集落排水との使用料体系が異なるのは福崎町のみである状況に鑑み、今回の使用料改定に合わせて使用料体系の統一を行うことが望ましい。

(3) 公共下水道受益者負担金と農業集落排水新規加入金のあり方について

受益者負担金と新規加入金においても、前項で述べたように公共サービスに対する負担の公平性の観点が重要であり、体系を統一することが望ましい。

農業集落排水新規加入金については、使用料体系を統一する時期に合わせて受益者負担金の体系に統一することが住民にも理解が得られやすいと考える。

(4) 下水道の使用料案について

複数の案から3つの案を改定候補とし、それらを比較・検討して、改定案の中で安定経営に資する基本使用料の割合が比較的高く、従量使用料において使用者間の負担の公平性が高いと判断できる下記の案が望ましいと考える。

下水道使用料案（税抜）

		現行		改定後
		公共下水道	農業集落排水	共通
水量区分		使用料単価	使用料単価	使用料単価
基本使用料 (1月につき)	10立方メートルまで	980円	2,400円	1,200円
従量使用料 (1月 1立方メートルにつき)	10立方メートルを超える分	125円	95円	145円
	20立方メートル以下の分			
	20立方メートルを超える分	150円	95円	170円
	60立方メートル以下の分			
	60立方メートルを超える分	180円	95円	200円
	210立方メートル以下の分			
	210立方メートルを超える分	205円	95円	225円

3 付帯意見

下水道事業は快適な生活環境に資する町民にとって欠かすことのできない公共サービスであり、今後とも安定的継続的な運営が求められる。そのためには使用料の改定による住民への負担増を求めるだけでなく、接続率の向上や経費節減など収支の改善につながる取り組みをしっかりと行うことが望まれる。また、使用料の改定にあたっては、必要に応じ、住民説明会を開催するなど、下水道事業の制度や使用料の改定が必要な理由を住民にしっかりと説明していくことが必要である。

使用料の見直しについては、一般的には3年から5年で行うことが適當とされている。しかしながら、福崎町では公共下水道は供用開始後20年近くの間、一度も使用料改定を行っておらず、農業集落排水は平成21年に一度改定を行っただけという状況である。今後は、5年に一度の経営戦略の見直し時期等に合わせて、経営環境の変化および中長期的な経営状況などを踏まえながら、適切な使用料水準が確保できるように使用料改定の必要性を検討していくことが望ましい。

さらに、次回の使用料改定時には、受益者負担の公平性および持続可能な事業運営を図るために、基本水量制の廃止や資産維持費の計上などについても検討を行うことが望まれる。

■福崎町上下水道事業審議会■

(会長) 瓦田 沙季
(副会長) 後藤 守芳
(委員) 沖田 賢二
(〃) 小幡 八郎
(〃) 勝本 勲
(〃) 後藤 祐香
(〃) 小林 博
(〃) 近藤 博之
(〃) 田中 初美
(〃) 前川 裕量
(〃) 松岡 隆子
(〃) 吉高 平記

(委員については五十音順)